

税務・財務情報 第1911号

今さらだけどやってみたい！「ふるさと納税」

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、情報を、どう使いこなすか？につきまして、何らかのお役に立てればと願っております。情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につきまして、弊社の担当者がお伺いした場合には、一緒に検討させていただきたく存じます。税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL: 078-221-7711 / FAX: 078-221-7717

<https://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

今さらだけどやってみたい！「ふるさと納税」

1 はじめに

2008年（平成20年）から始まったふるさと納税も10年を超え、制度としてはかなり定着してきた様に思います。確定申告でも、ふるさと納税の寄付金証明書をお預かりすることが多くなりました。ふるさと納税をする方は毎年欠かさずされますが、ふるさと納税をするメリットがある方でも全くしない方もおられます。最近は全国の市町村のふるさと納税を一括して取りまとめているインターネットサイト「ふるさとチョイス」や「さとふる」などを利用する方が殆どだと思います。

ふるさと納税を行う上で一番気になるのは『自分のふるさと納税の寄付上限額』ではないでしょうか。インターネットでは控除金額の試算が簡単に行えますが、少しハードルが高いと感じる方も多いと思います。10年が経過したふるさと納税ですが、今年の6月から少し内容が変わっていることも含め、今さらだけど今年からふるさと納税をやってみようと思っている方、まだまだ間に合います。

2 制度の概要と行き過ぎた高額返礼品に規制

ふるさと納税以前も都道府県や市区町村（自治体）への寄付は、確定申告を行うことで寄付金の一部が所得税や住民税から控除されます。ふるさと納税では原則として自己負担額の2,000円を除いた全額が、所得税や住民税からの控除の対象となります。実質2,000円の負担で市区町村に寄付が出来て、返礼品が贈られる魅力がふるさと納税です。

《行き過ぎた高額返礼品に規制》

ふるさと納税の基本的な考え方は、自分が生まれ育った故郷など応援したい市区町村への寄付ですが、現状は返礼品の魅力でふるさと納税の寄付先を選ぶ方が殆どではないでしょうか。結果、一部の市区町村では行き過ぎた高額返礼品競争が起こってしまい、これを是正するために今年の6月1日から新制度がスタートしています。

- ◆寄付額の3割を超える高額返礼品の禁止
- ◆地元産品でない返礼品の禁止

このルールを守らない市区町村はふるさと納税の対象から除外されることになり、以下の4つの市町村は6月1日以降、実際にふるさと納税の対象から除外されています。

- ・大阪府泉佐野市
- ・静岡県小山町
- ・和歌山県高野町
- ・佐賀県みやき町

このほか、43の市町村でふるさと納税の税優遇が受けられる期間が2019年6月～9月の4ヶ月間に限られています。この43市町村は7月中に改めて総務省に申請し、ふる

さと納税の制度適用の審査を受けることになっています。この審査が通れば10月以降も対象となりますが、通らないと除外されます。

これからふるさと納税を行う方は自身で判断することは難しく、ふるさと納税サイトなどで除外市町村に該当していないか確認するのも一つの方法だと思います。

3 寄付金上限額について

ふるさと納税の上限額が50,000円の場合、寄付金控除の手続きを行うと2,000円を差引いた48,000円だけ自分が納めるべき税金が減る仕組みです。ふるさと納税の上限額は自分で計算することになりますが、ふるさと納税サイトでは上限額の試算が出来る様になっています。今回は前年度の収入を基準に、今年も収入はほぼ同額として上限額の目安を計算する方法をご紹介します。

《給与所得（サラリーマン、パート勤務）の場合》

平成30年分の源泉徴収票の下記①（給与所得控除後の金額）から②（所得控除の額の合計額）の金額を差引いた金額を計算します。

今回は①4,260,000円－②2,740,000円＝③1,520,000円(所得税の課税所得金額)
③の1,520,000円の金額が、ふるさと納税上限額試算の基準額になります。

支払 を受け る者	住所又は居所 兵庫県神戸市〇〇	氏名	(受給者番号)	
		(フリガナ)	ゼイガク タロウ	
		(役職名)	税額 太郎	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	6,000,000	① 4,260,000	② 2,740,000	7,7500

③の1,520,000円の金額をもとに、下記ふるさと納税限度額の目安計算式から上限額を計算します。

所得税の課税所得金額		所得税率	総合課税
超	以下		控除限度額の計算式
④	195万円	5.105%	課税所得金額×2%÷0.84895
	195万円	10.210%	課税所得金額×2%÷0.79790
	330万円	20.420%	課税所得金額×2%÷0.69580
	695万円	23.483%	課税所得金額×2%÷0.66517
	900万円	33.693%	課税所得金額×2%÷0.56307
	1,800万円	40.840%	課税所得金額×2%÷0.49160
	4,000万円	45.945%	課税所得金額×2%÷0.44055

※復興特別所得税も考慮しています。

③の1,520,000円は④に該当します。

《控除限度額の計算》

1,520,000 円×2%÷0.84895=35,808 円→約 35,000 円（控除限度額）

もし③の金額が 6,000,000 円の場合の控除限度額は、

6,000,000 円×2%÷0.69580=172,463 円→約 170,000 円（控除限度額）

《毎年確定申告をしている場合》

平成 30 年分の確定申告書の「課税される所得金額」を確認して下さい。

今回は 5,215,000 円ですので、この金額を上記のふるさと納税限度額の目安計算式に当てはめ、上限額を計算します。控除限度額の計算方法は、給与所得の場合と同じです。

フリガナ	ゼイガク タロウ			
氏名	税額 太郎			
性別	職業	屋号・種号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
④ 女				
生年月日	電話番号 (住宅) 勤務先・携帯			
	番号 03 - 9999 - ****			
特徴の表示	整理番号	翌年以降送付不要		
4	課税される所得金額 ⑤-⑥)又は第三表 上の⑥に対する税額 又は第三表の⑥	②⑦	5 2 1 5 0 0 0	
			6 1 5 5 0 0	

《控除限度額の計算》

5,215,000 円×2%÷0.69580=149,899 円→約 140,000 円（控除限度額）

《不動産を売却し納税が見込まれる場合》

不動産を売却し納税が見込まれる場合、ふるさと納税の控除限度額は大きくなります。

この場合、不動産売却の税額見込額を申告前に計算し、売却した年度中にふるさと納税を行うことがポイントになります。

売却した税金の支払は、翌年申告を行ってからになりますので翌年中と思われるかも知れませんが、売却した同じ年度にふるさと納税を行わないと効果が得られません。控除限度額を計算するためには、予め申告前に税金の計算が必要になりますのでハードルが少し高くなります。ご自身で計算に不安がある時は、税理士に事前相談し税金の見込額の試算相談をお勧めします。

4 最後に

お客様から「今年のふるさと納税はいくら位まで大丈夫？」と聞かれることがあります。控除限度額を知ることによって寄付先や割振りなど、ふるさと納税の楽しみが出てくると思いますが、今回お示ししたふるさと納税の控除限度額は、前年度の所得を基準にしています。本来は今年の所得で控除限度額計算が行われますが「今年の収入は去年と同じ位」を前提にしています。「今さらだけどやってみたい」期限は年末ですのでまだまだ間に合います。ご不明な点は、弊社担当者にお問合せ下さい。